

議案第110号

水道法改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

水道法改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

水道法改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(芽室町簡易水道給水条例の一部改正)

第1条 芽室町簡易水道給水条例（昭和42年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(芽室町上水道事業条例の一部改正)

第2条 芽室町上水道事業条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第51条の2第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

水道法の改正に伴い、関係条例の整理をしようとするものであります。

水道法改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(芽室町簡易水道給水条例の一部改正) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 一略一</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(芽室町上水道事業条例の一部改正) (給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第51条の2 一略一</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第29条 一略一</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第51条の2 一略一</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質の基準がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

改正案	現 行
<u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。	